

# 交付額詳細

大規模集客施設運営事業者	テナント あるいは 特定百貨店店舗 有り	<p>①自己利用部分面積に係る協力金 1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数</p> <p>②テナント事業者等管理把握に係る協力金 (テナント+特定百貨店店舗) ×2千円×時短率×時短日数 ※協力金の交付対象となるテナントと特定百貨店店舗の合計が10以上の場合のみ</p> <p>③特定百貨店店舗に係る協力金 特定百貨店店舗数×2万円×時短率×時短日数</p>
	テナント等無し	<p>自己利用部分面積に係る協力金 1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数</p>
	<p>自己利用部分面積について…大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であり、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積です。テナント店舗部分、生活必需品売場、サービス提供を直接行っていない部分（階段、施設間の連絡通路、エレベーター、トイレ、バックヤード等）は除きます。1,000㎡未満は切り捨て計算としますが、1,000㎡に満たない場合は1,000㎡とみなします。</p>	
テナント事業者		<p>テナント事業者向け協力金 100㎡ 毎に2万円×時短率×時短日数</p>